

## 新しい保険証を送付します

8月1日から使用できる新しい保険証を、7月中旬から簡易書留で送付します。現在の保険証は7月31日で期限切れとなるため、各自で破棄してください。

### ◇後期高齢者医療被保険者証

緑色から**オレンジ色**に変わります。また、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていて、8月以降も認定要件に当てはまる人には、保険証と一緒に新しい認定証を送付します。

### ◇国民健康保険被保険者証

藍色から**エンジ色**に変わり、70歳以上の人の保険証は高齢受給者証と一体化したものになります。保険証のみで医療機関に受診できるようになります。

## 年金生活者支援給付金制度

所得が低い人の生活を支援するために給付金を年金に上乗せして支給するもので、受け取りには請求手続きが必要です。今年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給し支給要件を満たしている人には、9月頃に手続きに必要な書類が日本年金機構から送付されます。

詳しくは、基礎年金番号が分かるものを準備のうえ、ねんきんダイヤルまでお問い合わせください。

**問い合わせ** ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165

**問い合わせ** もしもしセンター ☎20・0404

医療保険サポートセンター 国民健康保険担当 ☎24・8059

後期高齢者医療担当 ☎24・8165

介護保険担当 ☎24・8148

国民年金担当 ☎24・8060



## 後期高齢者医療保険料の軽減

### ◇軽減対象が拡大

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額よりも低い場合、保険料の軽減を受けることができ、その対象を拡大しました。

### ■保険料の軽減要件(変更分)

均等割	軽減判定所得金額
5割軽減	33万円+ <b>28万円</b> (27.5万円) ×被保険者数
2割軽減	33万円+ <b>51万円</b> (50万円) ×被保険者数

※( )内は昨年度の額

※8割軽減、8.5割軽減の軽減要件は変更ありません。

※所得の申告をしないと軽減判定ができません。申告がまだの人や所得のない人も必ず申告をしましょう。

### ◇被扶養者であった人の保険料軽減

社会保険などの被扶養者であった人が後期高齢者医療保険に加入するときには、保険料負担が急激に変わらないように均等割が特例的に半額軽減されています。今年度から、その期間が資格取得後2年間となりました。なお、所得割は引き続き全額免除されます。

### ■保険料の軽減要件(変更分)

均等割 平等割	軽減判定所得金額
5割軽減	33万円+ <b>28万円</b> (27.5万円) ×被保険者数
2割軽減	33万円+ <b>51万円</b> (50万円) ×被保険者数

※( )内は昨年度の額

※7割軽減の軽減要件は変更ありません。

※所得の申告をしないと軽減判定ができません。申告がまだの人や所得のない人も必ず申告をしましょう。

### ◇被扶養者であった人の減免

社会保険などに加入していた人が後期高齢者医療保険に移行され、その人に扶養されていた人が国民健康保険の加入者になると、国民健康保険料が課税されることとなります。

しかし、扶養されていた人が65歳以上の場合は、申請により次のとおり減免されます。

- ・所得割…全額減免
- ・均等割…半額減免
- ・平等割…半額減免(世帯の国保加入者が被扶養者のみの場合)

今年度から均等割・平等割の減免期間が、資格取得後2年間となりました。

**問い合わせ** 税務課 市民税・国保税グループ ☎24・8030



# 令和元年度 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険

7月中旬に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険料(税)決定通知書を送付します。それに合わせて、今年度の保険料(税)の変更点などをお知らせします。

## 75歳以上で年金が80万円以下の人の保険料の変更について

軽減制度の変更により後期高齢者医療保険料は年額4,752円上がりますが、介護保険料が年額5,700円下がることから、全体で年額948円下がります。このほかに、年金生活者支援給付金(基準額で年間6万円)の制度が10月から始まります。

### 後期高齢者医療保険料

平成30年度 年額4,752円 (9割軽減) → 令和元年度 年額9,504円 (8割軽減) **年額+4,752円** up

※平成30年度・令和元年度年額47,520円(均等割のみの場合)

### 介護保険料

平成30年度 年額34,000円 (基準額×0.45) → 令和元年度 年額28,300円 (基準額×0.375) **年額△5,700円** down

※100円未満切り捨て

※平成30年度～令和2年度基準額75,600円

### 後期高齢者医療保険料の期別ごとの納付金額

#### 特別徴収(年金からの引き落とし)

4月～8月は前年度の2月と同額の引き落としですが、10月～翌2月は年間保険料の残額を3回に分けて引き落としすることとなります。10月以降引き落とし金額が上がりますが、ご理解をお願いします。

平成30年度			令和元年度		
800円	952円	700円	700円	2,604円	2,400円
4.6.8月	10月	12.2月	4.6.8月	10月	12.2月

#### 普通徴収(口座振替または納付書による毎月支払い)

4月～6月は、前年度の3月と同額の支払いですが、7月～翌3月は残額を9回に分けてお支払いいただくこととなります。7月以降お支払い金額が上がりますが、ご理解をお願いします。

平成30年度			令和元年度		
300円	652円	400円	400円	1,104円	900円
4月～6月	7月	8月～3月	4月～6月	7月	8月～3月

### 保険料の軽減

#### ◇軽減対象が拡大

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額よりも低い場合、保険料(均等割・平等割)の軽減を受けることができ、その対象を拡大しました。

### ■国民健康保険税の所得割率など

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	6.8%	2.0%	1.8%
均等割額	30,200円	9,300円	9,200円
平等割額	29,400円	8,800円	6,800円
賦課限度額	580,000円 (540,000円)	190,000円	160,000円

※( )内は昨年度の額

所得割：世帯加入者全員の所得に応じた税率

均等割：加入者1人当たりの税額

平等割：1世帯当たりの税額

賦課限度額：国保税の世帯上限額

### 令和元年度の保険税

所得割率、均等割額・平等割額は据え置き、賦課限度額は引き上げました。※介護保険分は40～64歳の人に掛かります。

### 国民健康保険